

別紙 1

福井県立奥越高原青少年自然の家食事提供等業務委託仕様書

1 業務内容

本契約において、青少年自然の家が乙に委託する業務は以下の通りとする。

- (1)利用団体への食堂食の献立作成、調理、配膳、提供
- (2)利用団体への野外炊さん用食材(以下、「野外食材」という。)の提供
- (3)利用団体への弁当の提供
- (4)利用団体への飲料・副食等(以下、飲料等という。)の提供
- (5)利用団体への野外活動材料等の提供

2 年間予定数

(1) 食堂食	16,400食
	(内訳)朝食 7,100食、昼食 3,100食、夕食 6,200食
(2) 野外食材	4,500食
(3) 弁当	2,200食
(4) 飲料等	9,800本
(5) 活動材料	3,000個

3 食堂食の提供

乙は、青少年自然の家の事業を十分に理解した上で、本仕様書、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令およびHACCPの概念に基づき策定された「大量調理施設衛生管理マニュアルの改正について(平成29年6月16日付け生食発0616第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、その目的を果たすべく、青少年自然の家と乙の役割分担を明確にし、食事提供等業務を円滑に運営されるよう以下に示す事項を遵守しなければならない。

(1)業務の分担

ア 青少年自然の家が担当する業務

(ア)別表に定める厨房設備および物品(以下、「施設・設備等」という。)の貸与に
関すること。

(イ)献立表(弁当類を含む。以下同じ。)の精査に関すること。

(ウ)食事提供等業務に係る衛生管理状況の検査等確認に関すること。

(エ)検食に関すること。

(オ)その他本業務に関する必要な指示事項に関すること。

イ 乙が担当する業務

(ア)青少年自然の家が貸与する以外の調理器具の配備に関すること。

(イ)厨房および調理に伴う設備、機器、器具の洗浄、消毒、保管および防疫に
すること。

- (ウ)施設・設備等の維持管理に関すること。
- (エ)献立表の作成とこれに基づく食品材料の調達、保管、調理、盛付けおよび配膳に関すること。
- (オ)保存食(食品衛生法に基づく検食または保存用検体をいう。)の保管に関すること。
- (カ)青少年自然の家が必要とする書類の整備、保管および提出に関すること。
- (キ)その他、本業務に関して必要な業務に関すること。

(2)献立表

- 乙は、献立表作成作業に当たっては次により実施しなければならない。
- ア 利用者に対し、バランスのとれた栄養を摂取させるための創意工夫を行うとともに、地場産品の使用や季節感のある変化に富んだ献立表を作成すること。
また、必要に応じて利用者の国籍や宗教等の多様性に配慮すること。
 - イ 主食については、原則として米飯とし、朝食にはパンに代替することも可能であること。
 - ウ 冷凍食品の使用については、極力手を加え、味わいのある料理となるよう工夫すること。
 - エ 食育を考慮した献立とすること。
 - オ 諸事情により献立内容を変更する場合は、実施前に青少年自然の家と協議するとともに、特に、アレルゲン等の除去に漏れが無いよう万全を期すこと。
 - カ アレルゲン表(食材成分表)を必ず作成しなければならない。また、利用者の求めに応じ、青少年自然の家からの献立表の食堂食ごとの成分表の作成・提出の求めに応じること
 - キ 献立表は管理栄養士または栄養士(以下、「栄養士」という。)の確認を受けること。特に、アレルギー対応食の献立表作成に際しては、アレルゲン等の除去に漏れが無いよう万全を期すこと
 - ク 予定献立表(連泊する利用者にはメニューを変えること)を青少年自然の家が指定する期日までに提出し、協議すること。

(3)調理作業

- 乙は、調理作業に当たって次により行わなければならない。
- ア 調理従事者(以下、「従事者」という。)は1名以上調理師資格者を常駐させること。
 - イ 献立表に基づき、適切な調理作業を行い、調理品は必ず風味、内容、量を確認すること。
 - ウ アレルゲン対応食を調理する場合、食堂食(アレルギー対応食・特別食以外の食堂食をいう。)と区別して、アレルゲンが混入することの無いよう調理工程・調理器具を区別する等適切な措置を講じること。
 - エ 必要に応じ、主たる事務所で調理したもの搬入し、配膳することを可能とする。ただし、甲の了承を得たものに限る。

オ 調理従事者は原則として食堂食を喫食しないこと。

(4)配膳等

乙は、配膳等に当たって次により行わなければならない。

ア 食堂食は、乙が盛付けしたものを利用者が自らテーブルに運び、喫食後の食器の返還も同様とする。

イ 食事時間においては配膳担当者を配置し、利用者の誘導および補助、ならびに提供の調理品について風味、適温、適量などに注意し、食堂の円滑な運営に努めること。

ウ 利用者に対し、食堂食器具類の案内等サービスに努めること。

エ アレルギー対応食の提供に際し、配膳担当者が該当する利用者に適切に提供するよう注意すること。

(5)食器類の保管・取扱い

乙は、食器類の保管・取扱いに当たっては次により行わなければならない。

ア 食器類は、使用の都度洗浄および消毒を行うこと。

イ 洗浄は、環境に配慮した洗剤を選び、適正な濃度で使用すること。

ウ 食器類は、食器保管庫で衛生的に保管すること。食器かごに入れた状態での放置は禁止する。

エ 食器類は丁寧に扱い、破損しないように留意し、破損したものは使用しないこと。

(6)施設・設備等

乙は、施設・設備等の取扱いに当たって次により行わなければならない。

ア 施設・設備等は、常に衛生的かつ使用可能な状態に維持管理すること。

イ 厨房内の調理機器・器具類等は、食物残渣がないよう十分に洗浄および消毒を行い、常に清潔に保持すること。

ウ 排水設備(グリストラップ等)は、週1回以上定期的に清掃を行うこと。

エ 施設内の破損および機器類の故障等は、速やかに青少年自然の家に報告し、対応策を講じること。

オ 毎日の業務終了後に電気・ガス・水道等の安全点検を行い、異常があれば速やかに青少年自然の家に報告すること。

カ 害虫等が発生しないよう常に注意すること。害虫等が発生した場合は、青少年自然の家に報告し対応策を講じること。

(7)衛生管理

乙は、衛生管理に当たって食品衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(8)食品材料

- ア 乙は、食品材料(調味料等を含む。)の取扱いに当たって、品質を厳選し、鮮度の良いものを使用し、冷凍食品に偏らないこと。また、練製品など加工品の成分を十分に確認し、アレルゲン表(食材成分表)に反映しなければならない。
- イ 調達した食品材料について、異物混入等の事故が発生、または判明した際には、速やかに青少年自然の家所長に報告するとともに、その対処法を承諾を得て実施すること。また、食物アレルギーによる事故が発生した場合においても、すみやかに青少年自然の家所長に報告するなど、同様の対応をすること。

(9)検食

青少年自然の家は、検食を次により行う。

- ア 当日利用者に提供する食事その他必要と認められる食堂食について行う。
- イ 検食の方法、分量、経費等について、あらかじめ乙と協議の上決定する。
- ウ 乙の提供する食堂食の全てについて少量ずつ検査を行うことを原則とする。
- エ 青少年自然の家は、検食の結果異常があった場合は、食堂食開始前に食堂食の停止、食堂食の作り替え等を乙に命じることがある。

(10)アレルギー対応食

乙は、アレルギー体质等の利用者に対しては、青少年自然の家の指示を受けて代替食等のアレルギー対応食を提供するものとする。

(11)特別食

乙は、次の各号に該当する場合は、事前に青少年自然の家と品目や料金等必要な事項を協議の上、特別食を提供することができる。

- ア 青少年自然の家が定めた食事料金での提供が困難である場合。
- イ 宗教等の理由により利用者が特別食を必要とする場合。
- ウ 地域の特産物やふるさと料理を提供する場合。
- エ その他の理由により特別食が必要な場合。

(12)食堂食日と食堂食時間

乙は、食堂食の提供に当たって次により行わなければならない。

- ア 食堂食は、食堂食利用者があるときのみ提供すること。

- イ 食堂食の喫食時間は、下記の通りとする。

朝食 7時00分から8時30分まで

昼食 12時00分から13時30分まで

夕食 17時30分から19時00分まで

ただし、利用者の要望により変更する場合がある。

(13)経費の負担

ア 青少年自然の家の経費負担は次の通りとする。

(ア)施設・設備等のうち、財産台帳上土地、建物および建物附属設備として登録している資産の更新、修繕に係る経費。ただし、乙の過失により破損、滅失した場合は乙が負担する。

(イ)害虫駆除経費

(ウ)その他青少年自然の家が認めた経費

イ 乙の経費負担は次の通りとする。

(ア)食堂食材料経費

(イ)人件費

(ウ)施設・設備等のうち、青少年自然の家が負担する経費以外の一切の経費

(エ)事務用品費その他消耗品費

(オ)被服費・洗濯経費

(カ)排油処理経費

(キ)保健衛生経費

(ク)ゴミ等処理経費

(ケ)その他乙が負担すべき経費

(14)料金

食堂食の料金等は次の通りとする。ただし、各食の単価は、合計額の範囲内で青少年自然の家と変更する月の3月前までに協議の上、変更することができる。

また、この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、青少年自然の家と乙が協議の上、単価の変更を行うことができるこことする。

区分	単価(税込)	備 考
朝食	440 円	幼児向け
	530 円	小学生向け
	590 円	大人向け
昼食	500 円	幼児向け
	720 円	小学生向け
	720 円	大人向け
夕食	640 円	幼児向け
	990 円	小学生向け
	1,200 円	大人向け
合計	1,580 円	幼児向け
	2,240 円	小学生向け
	2,510 円	大人向け

※価格については、変更となる場合がある。

4 野外食材の提供

(1)メニューおよび単価

野外炊さんのメニュー・単価は次の通りとする。青少年自然の家がメニューに記載のない野外炊さんを希望する場合は、青少年自然の家と乙が都度協議し、内容および価格を決定するものとする。

この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、青少年自然の家と乙が協議の上、単価の変更を行うことができるることとする。

メニュー	単価(税込)
カレーライス	850円
牛すき丼	950円
バーベキュー	1,500円
焼きそば(1玉)	100円
ピザ(窯焼きピザ)	700円
バウムクーヘン	500円
サンドイッチ・ホットサンドイッチ	600円
焼きむすび(2個パック)	300円
焼きむすび(3個パック)	450円
生米(1合)	150円

(2)野外食材は、青少年自然の家が指定する人数・班ごとに分け、指定時間までに、指定するキャンプ場(スクールキャンプ場、トレーニングキャンプ場、レクリエーションキャンプ場)まで配達すること。ただし、魚つかみ用の魚は除く。

(3)野外食材の提供等に当たっては、3 食堂食の提供を準用する。

5 弁当の提供

(1)メニューおよび単価

弁当のメニュー・単価は次の通りとする。青少年自然の家がメニューに記載のない弁当を希望する場合は、青少年自然の家と乙が都度協議し、内容および価格を決定するものとする。

この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、青少年自然の家と乙が協議の上、単価の変更を行うことができるることとする。

メニュー	単価(税込)
おにぎり(2個)弁当	650円
おにぎり(3個)弁当	750円
おにぎり(2個)	400円
おにぎり(3個)	550円

(2)弁当の受け渡しは、青少年自然の家施設内を基本とするが、別途青少年自然の家が指示する場合は、乙の用意する運搬車で、指定時間までに指定場所まで配達すること。ただし、指定場所が青少年自然の家から離れた場所である場合は、その都度協議し配達しなくてもよいこととする。

(3)弁当の調理等に当たっては、3 食堂食の提供を準用する。

6 飲料等の提供

(1)メニューおよび単価

飲料のメニュー・単価は次の通りとする。青少年自然の家が下記メニュー以外の飲料または副食等を希望する場合は、青少年自然の家と乙が都度協議し、内容および価格を決定するものとする。

この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、青少年自然の家と乙が協議の上、単価の変更を行うことができるることとする。

メニュー	規格	単価(税込)
アクエリアス・爽健美茶・綾鷹	500ml	220円
いろはす	500ml	180円
ミネラル麦茶・お茶	500ml	190円
紙パックジュース	200ml	160円

(2)飲料については、青少年自然の家が指定する冷蔵庫で冷蔵すること。青少年自然の家が指定する時間までに冷蔵を完了させること。

7 クラフト材料の提供

(1)メニューおよび単価

クラフト材料のメニュー・単価は次の通りとする。青少年自然の家が下記メニュー以外のクラフト材料等を希望する場合は、青少年自然の家と乙が都度協議し、内容および価格を決定するものとする。

この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、青少年自然の家と乙が協議の上、単価の変更を行うことができるることとする。

メニュー	単価(税込)
記念バッジ	360円
焼き板・ネイチャープレート	480円
My スプーン・My フォーク	300円
バードコール	240円
アクリルカラー	1,080円
トゥントウ	250円

(2)クラフト材料については、青少年自然の家が指定する日時までに必要数を用意し、青少年自然の家に引き渡すこと。

8 燃料等の提供

(1)メニューおよび単価

クラフト材料のメニュー・単価は次の通りとする。

この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、青少年自然の家と乙が協議の上、単価の変更を行うことができるることとする。

品目	単価(税込)	備 考
薪	780円	野外炊さん8人用
炭	2,000円	バーベキュー、魚つかみ用
キャンプファイア用井桁	7,200円	キャンプファイヤー用
ろうそく	10円	キャンドルサービス用

(2)各品目は、在庫管理を行い、利用者が使用する際に不足のないよう補充を行うこと。

(3)利用者からは、使用した分のみの料金を徴収すること。

(4)契約期間満了時の在庫の処分については、別途協議することとする。

9 その他

(1)乙は、青少年自然の家の運営に支障をきたさないよう万全を期するとともに、利用者に不快感を与えることのないよう言葉遣い、態度、服装に留意すること。

(2)乙は現場責任者を定め、青少年自然の家に報告すること。

(3)乙は、従業員の氏名、住所、生年月日、資格等を記載した書面を青少年自然の家に提出すること。

(4)乙は、従業員の災害補償、傷害手当およびその他一身上に関する事項について、その責任において行うこと。

(5)乙は、委託業務を履行するための必要な申請を行い、許可を得ること。

(6)乙は、契約締結時に次の書類を青少年自然の家に対し提出すること。

ア 食中毒が発生した場合の対処マニュアルおよび補償内容

イ 衛生管理システムのマニュアル

ウ アレルギー対応食の対応マニュアル

(7)業務を遂行するに当たり、提供される一切の資料および青少年自然の家の機密事項(以下、「機密事項等」という。)について、次の通り取り扱う。

ア 業務の遂行により知り得た一切の情報については、公知である情報を除き、秘密保持の義務を負う。

イ 業務の遂行に当たり、青少年自然の家から受けた個人情報について、当該業務の目的のみに利用し、目的以外でのデータ複写・複製ができない管理体制とすること。

ウ 業務の実施期間および満了後においても、業務の遂行により知り得た情報は、最善の注意をもって管理し、第三者に開示し、または漏えいしないこと。

エ 乙の責に帰すべき事由により、万が一、情報が漏えいし、損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うとともに、当該情報等の漏えいを最小限に止めるよう善後処理に最善を尽くすこと。

(8)乙は、本契約を履行するに当たり、関係法令等を遵守すること。

(9)乙は、次期業務期間に業務を継続しない場合は、新規に業務を行う者に対し本業務開始日より支障なく業務を実施できるよう業務の引継ぎを行うこと。

(10)青少年自然の家が、乙の違約により契約を解除せず、違約金を徴収する場合は、予定数量に単価を乗じた額を12で除した金額の8%を上限として、青少年自然の家と乙協議の上違約金額を決定しなければならない。なお、乙は違約金額の決定日から30日以内に青少年自然の家の指定する方法により違約金を支払わなければならない。

(11)乙は、提供する食堂食について、1人1食につき10円をガス代として青少年自然の家に納入するものとする。乙は、利用者等へ提供した食数を確定させるに当たり、毎月初日から末日までの分を取りまとめ、「食数報告書」(別紙様式2)を作成の上、青少年自然の家の確認を得なければならない。

- (12)乙は、利用者の食事に関するアンケートおよび検食の実施結果に基づき、献立の検討、食事の改善充実策について協議するため、月1回、現場責任者が青少年自然の家と協議すること。ただし、青少年自然の家から協議を要しない旨連絡があった場合はこの限りではない。
- (13)乙は、青少年自然の家が自然災害等発生時において施設利用者の生命および安全を確保しなければならないと判断する場合においては、乙が所持している食料および飲料水(以下、「食料等」という。)の供給を乙に要請することができるものとする。乙は青少年自然の家の要請により、食料等を施設利用者に供給するものとし、供給期間、供給数量および供給方法等、詳細については別途協議のうえ決定するものとする。

別表

1 青少年自然の家が乙に貸与する施設

名 称		数 量	備 考
1	A棟1階 倉庫(建物)	14. 33m ²	
2	C棟1階 食品庫(建物)	40. 18m ²	
3	C棟3階 廚房・前室・事務室・休憩室(建物)	199. 68m ²	
4	C棟3階 冷凍冷蔵庫置場(建物)	11. 40m ²	
5	C棟3階 湯茶器置場(建物)	6. 50m ²	
6	スクールキャンプ場 メインロッジ食品庫(建物)	12. 96m ²	
	計	285. 05m ²	

2 青少年自然の家が乙に貸与する設備・機器(品名・規格・数量等)

	品 名	規 格	数量	外形寸法		
1	コールドテーブル	SUC-E1561H	1	1500	×	600 × 800
2	電気ウォーマーテーブル	EWT-1500A	1	1500	×	600 × 800
3	電気ウォーマーテーブル	EWT-600A	1	600	×	600 × 800
4	ライスウォーマーディスペンサー	RCK	2	600	×	700 × 870
5	電気ウォーマーカート	SWC-600S	2	600	×	600 × 800
6	食器洗浄機	DWA2-5ML	1	4650	×	750 × 1530
7	食器消毒保管器	ISC-S30NE	1	2740	×	550 × 1900
8	フライヤー	MGF-23WG	1	1030	×	600 × 800
9	スープレンジ	GTM-特	1	1350	×	750 × 450
10	ガステーブル	GTN-1575	1	1500	×	750 × 800
11	ゆで麺機	MRK-106B	1	1000	×	600 × 800
12	スープウォーマー	EWT-600A	3	600	×	600 × 800
13	コールドテーブル	SUC-E1871H	1	1800	×	750 × 800
14	包丁まな板殺菌庫	TNS-85F	1	850	×	600 × 1600
15	温蔵庫	HFC-R2	1	1380	×	800 × 1912
16	ガス回転釜	KGS-20	2	1165	×	700 × 770
17	球根皮剥機	PL-22N	1	448	×	540 × 670
18	食品切断機	ES-2	1	630	×	895 × 1245
19	炊飯器	ARC-14	2	760	×	650 × 1315
20	電気スチームコンベクションオーブン	SCOS-1010RH	1	1035	×	655 × 1655
21	冷凍冷蔵庫	SRR-E1883C2H	1	1800	×	800 × 1880
22	プレハブ冷凍冷蔵庫		1	1800	×	2700 × 2300
23	電気給湯器	GS-3022	1	530	×	205 × 685
24	電気給湯器	EW-68N4B-SB-CM	1	450	×	320 × 867

25	冷凍冷蔵庫	SRR-J1883C2 V	1	1785	×	800	×	1890
26	冷凍庫	SRF-EV-1883	1	1800	×	800	×	1890
27	洗濯機	NA-F60K2	1					
28	冷蔵庫	SRR-G1281S	1	1210	×	800	×	2000
29	冷凍冷蔵庫	SRR-K1583C S	1	1460	×	800	×	1950
30	スーパーフリーザー	SD-306	1	655	×	680	×	1673
31	ドラフト洗米器		1			Φ385	×	1050
32	ワゴン車		1					
33	まな板立て	ドーリーMD7	2					
34	ピーラーシンク		1					
35	保温ジャー	THA-C80	2					
36	トレーカート		2	680	×	640	×	1350
37	脇台		2					
38	ガスブースター (ラインポンプ含)	GGS-1	1					
39	ガス給湯器	RGH24KF53- D	1	350	×	240	×	640
40	残食カート		2					
41	上棚		2					
42	船型シンク		1	1800	×	750	×	800
43	一槽シンク		1	1500	×	750	×	800
44	盛付台		6					
45	調味料棚	HOC-12 特	1	1200	×	350	×	900
46	調理台	HT-特	1	1200	×	750	×	800
47	戸棚	HC-156	1	1500	×	600	×	1800
48	水切台		1	2000	×	700	×	800
49	シャワーシンク		1	2000	×	1500	×	830
50	副食棚		2	1100	×	700	×	1900
51	鍋		10					

52	やかん		19	
53	おひつ	大	32	
54	おひつ	小	58	
55	しゃもじ		30	
56	トレー		500	
57	ご飯茶碗		378	
58	汁椀		335	
59	スープ椀		340	
60	うどん丼		290	
61	ラーメン丼		300	
62	丼	小	305	
63	カレー皿		373	
64	副食皿	三切り	350	
65	小皿		350	
66	小判皿		373	
67	パン皿	丸	395	
68	丸皿	浅	89	
69	丸皿	深	250	
70	丸皿	深(大)	300	
71	グラタン皿		100	
72	水切りざる(カレー皿用)		272	
73	湯呑		300	
74	コップ		400	
75	箸		853	
76	スプーン		400	
77	ランチプレート	松花堂プレート F31ST	300	
78	冷凍庫	ホシザキ HF-120B3	1	1200 × 800 × 1910

出納計算書

令和 年 月分

受注者

単位:円

勘定科目	前月までの計	今月分	累計	摘要
【総売上高】	0	0	0	
給食売上			0	
○○売上			0	
○○売上			0	
【売上原価】	0	0	0	
給食売上原価			0	
○○売上原価			0	
○○売上原価			0	
【売上損益】	0	0	0	
【食堂経費】	0	0	0	
人件費			0	
施設使用料			0	
旅費交通費			0	
自動車費			0	
通信費			0	
光熱費			0	
備品費			0	
リース費			0	
被服費			0	
会議費			0	
消耗品費			0	
衛生費			0	
租税課税			0	
償却費			0	
雑費			0	
			0	
【営業利益金】	0	0	0	
【営業外損益】			0	
【経常利益】	0	0	0	

(注) 累計については、契約期間の最初の月からの累計額を表示するものとし、
期間更新した場合は、その更新した月からの累計額を表示するものとする。

食数報告書

【館内食事】

令和 年 月分

	朝食				昼食				夕食				合計食 数
	団体数	小学生 未満	小学生	中学生 以上	団体数	小学生 未満	小学生	中学生 以上	団体数	小学生 未満	小学生	中学生 以上	
1日													0
2日													0
3日													0
4日													0
5日													0
6日													0
7日													0
8日													0
9日													0
10日													0
11日													0
12日													0
13日													0
14日													0
15日													0
16日													0
17日													0
18日													0
19日													0
20日													0
21日													0
22日													0
23日													0
24日													0
25日													0
26日													0
27日													0
28日													0
29日													0
30日													0
31日													0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和 年 月 日
住所
会社名

食数報告書

【野外食材】

令和 年 月分

	朝食		昼食		夕食		合計食材 数	弁当
	団体数	食材数	団体数	食材数	団体数	食材数		
1日							0	
2日							0	
3日							0	
4日							0	
5日							0	
6日							0	
7日							0	
8日							0	
9日							0	
10日							0	
11日							0	
12日							0	
13日							0	
14日							0	
15日							0	
16日							0	
17日							0	
18日							0	
19日							0	
20日							0	
21日							0	
22日							0	
23日							0	
24日							0	
25日							0	
26日							0	
27日							0	
28日							0	
29日							0	
30日							0	
31日							0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0

令和 年 月 日
住所
会社名